

瀬戸市行政不服審査会運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第38号

瀬戸市行政不服審査会運営規則を廃止する規則

瀬戸市行政不服審査会運営規則（平成28年瀬戸市規則第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の瀬戸市行政不服審査会運営規則第3条第1項に規定する委員であった者に係る第5条に規定する秘密を漏らしてはならない義務は、なお従前の例による。